

令和3年9月 井手町

# 9月定例会会議録

井手町議会

令和3年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月13日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	8
谷田みさお議員	8
1 新型コロナの感染状況	
2 選挙における感染防止対策	
奥田俊夫議員	17
1 通学路の安全対策について	
2 避難所の設置・運営訓練について	
脇本尚憲議員	20
1 大規模災害時における業務継続計画	
2 電子書籍貸出サービスの導入	
3 山城多賀駅前商業施設誘致の進捗状況	
岡田久雄議員	25
1 コロナウイルスワクチン接種及び感染拡大防止について	
2 介護支援事業の拡充について	
3 奨学金返還支援制度導入について	
木村武壽議員	31
1 ワクチンパスポートについて	
2 青谷川の管理について	
丸山久志議員	34
1 豪雨対策について	

中坊 陽議員	37
1 難聴者に対する支援について	
2 不要義歯やアクセサリー、使用済小型家電の回収について	
議案第39号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件	39
議案第40号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件	40
議案第44号 財産取得について同意を求める件	41
議案第34号 井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定 の件	44
議案第35号 令和3年度井手町一般会計補正予算（第4回）	47
散会	55
署名議員	56

## 第 2 号（9月17日）

応招・不応招議員	57
出席・欠席議員	57
出席事務局職員	57
出席説明員	57
議事日程	59
開会	60
会議録署名議員の指名	60
令和2年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見 書並びに財政健全化審査意見書等について	60
議案第41号 令和2年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、 公共下水道」歳入歳出決算認定の件	61
議案第42号 令和2年度井手町水道事業会計決算認定の件	61
議案第43号 令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	61
議案第36号 令和3年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）	67
議案第37号 令和3年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1 回）	68

議案第 3 8 号 令和 3 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 回) .....	7 0
散会 .....	7 3
署名議員 .....	7 5

第 3 号 (9 月 2 7 日)

応招・不応招議員 .....	7 7
出席・欠席議員 .....	7 7
出席事務局職員 .....	7 7
出席説明員 .....	7 7
議事日程 .....	7 9
開会 .....	8 0
会議録署名議員の指名 .....	8 0
議案第 4 1 号 令和 2 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、 公共下水道」歳入歳出決算認定の件 .....	8 0
議案第 4 2 号 令和 2 年度井手町水道事業会計決算認定の件 .....	8 0
議案第 4 3 号 令和 2 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件 .....	8 0
議案第 4 5 号 工事請負契約変更について同意を求める件 .....	8 6
令和 2 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について .....	9 0
発議第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源 の充実を求める意見書 .....	9 1
閉会中の継続調査の申出について .....	9 3
閉会 .....	9 3
署名議員 .....	9 4

第 1 号（令和 3 年 9 月 1 3 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和3年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和3年9月13日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年9月13日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和3年9月13日午後 2時26分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	岡田	久雄	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	坂井	幸一郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎  
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘  
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久  
企画財政課長 花木 秀章  
保健医療課長 中谷 誠  
保健センター所長・  
地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之  
いづみ人権交流センター所長・  
いづみ児童館長兼務 平間 克則

教 育 長 中田 邦和  
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄  
学校教育課長・  
自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之  
住民福祉課長 野崎 裕美  
高齢福祉課長 寺井 佳孝  
産業環境課長 菱本 嘉昭  
社会教育課長・  
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 令和3年9月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

令和3年9月13日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第39号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第6 議案第40号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件
- 第7 議案第44号 財産取得について同意を求める件
- 第8 議案第34号 井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議案第35号 令和3年度井手町一般会計補正予算（第4回）



## 議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さまでございます。

ただいまから令和3年9月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議  
を開きます。

本日、汐見町長より9月定例町議会を招集されました。各議案につきまして  
て慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願い  
を申し上げます、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、岡田久雄  
議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月30日までの18日間にし  
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月  
30日までの18日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件1件、令和3年度  
補正予算4件、同意案件2件、令和2年度決算認定の件3件、財産取得の件  
1件、合計11件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ  
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを  
許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし  
ては、何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。  
平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝してい  
るところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

まず最初に、この夏の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症によってお亡  
くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災され

た全ての皆様方、そして現在療養中の多くの皆様方にも心からお見舞い申し上げます。

9月12日までを期限として京都府をはじめ21都道府県に出されていた緊急事態宣言は宮城、岡山両県を除く19都道府県で今月30日まで延長されました。現在、感染力の強いデルタ株だけでなく、新たな変異ウイルスが国内で感染確認されるなど、感染環境の変化は続いており、感染者の発生の際は高止まりの状況にあります。本町におきましても、従前より高い水準で感染者が発生しており、引き続き、緊張感を持った取組が必要と考えております。

このような状況を踏まえ、町内において感染された方を改めて確認したところ、未接種の方の割合が高く、接種された方の感染リスクは低いことが見受けられました。本町では、令和3年5月8日に府内で最初に集団接種を開始するとともに、個別接種も含めて対応し、希望される方への接種が進んだことから、集団接種や定期的な個別接種は8月末で終了したところであります。

しかしながら、日程の都合や体調不良等から一時的に接種を見合わせる事となった方をはじめ、新たに接種を希望される方に対しまして、昨日から集団接種を保健センターで、先週金曜日から個別接種を5医療機関で実施しております。

今後も、感染拡大が続く中、より多くの住民の皆さんにワクチンに対する理解を深めていただくよう啓発を行い、引き続き、安心・安全に接種ができるよう対応してまいりたいと考えております。

さて、令和3年度もはや6か月になろうとしております。既に普通交付税や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も8月3日に決定し、町税につきましても、年間収入見込額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における令和3年度の財政見通しにつきましてご報告させていただきます。

まず、実質交付税では、普通交付税は約14億8,100万円、前年度に比べ約1億1,700万円、率にして8.6%の増、臨時財政対策債は約1億2,300万円、前年度に比べ約3,200万円、率にして35.1%の増、合わせまして実質交付税は約16億500万円、前年度に比べ約1億4,900万円、率にして10.2%の増となっております。

また、町税の年間収入見込額であります。企業進出による固定資産税の増収は見込めるものの、新型コロナウイルスによる景気後退により、法人町民税の減収などが見込まれることから、町税全体で約9億円と、前年同時期と比較して同額程度となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第34号、井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件ほか、10件の案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

議案第34号は、デジタル庁設置に伴う番号法の一部改正等による条例の一部改正であります。

議案第35号は、令和3年度一般会計の補正でありまして、補正総額は6億9,759万7,000円の増で、補正後の一般会計予算は56億5,304万7,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、ご寄附を頂きましたので、その趣旨に沿いまして、ふるさと応援基金積立金に79万5,000円計上いたしております。

次に民生関係では、事業の精算等による返還金に1,388万5,000円、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を想定した新しい生活様式へ対応するため、子育て支援環境整備に440万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係では、長引くコロナ禍により売上げ減少などの大きな影響を受けている事業者に対し支援を行う中小企業等継続応援給付金1,115万円計上いたしております。

次に消防関係では、消防団員への退職報償金に197万7,000円、新庁舎等計画地内に申請する防災倉庫の建築設計費用に550万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係では、町内小・中学校に通う児童・生徒一人一人に豊かなスポーツ心を育み、スポーツ、文化の広がりにつながるオリンピック・パラリンピック教育推進事業に30万円計上いたしております。

次に公債関係では、今年度と来年度は新庁舎と山吹ふれあいセンターの建設により、多額の財源を借り入れる予定となっておりますので、これらの使用期間が過ぎますと元金償還が始まり、一気に公債費は膨れ上がり、住民サービスに影響が生じるおそれがありますので、公債費を抑制するため、繰上償還に6億6,046万9,000円計上いたしております。

以上が歳出の概要でありまして、その財源といたしましては、国府支出金 9 6 4 万 2, 0 0 0 円、寄附金 7 9 万 5, 0 0 0 円、繰入金 6 億 7, 9 6 8 万 3, 0 0 0 円、諸収入 1 9 7 万 7, 0 0 0 円、町債 5 5 0 万円計上いたしております。

議案第 3 6 号から議案第 3 8 号までの 3 件は、いずれも令和 3 年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第 3 9 号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第 4 0 号は、井手町自治功労者の推薦についてでありまして、表彰条例第 3 条の規定に基づき提出するものであります。

議案第 4 1 号から議案第 4 3 号までの 3 件は、いずれも令和 2 年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

議案第 4 4 号は、財産取得についてでありまして。予定価格が 7 0 0 万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産を取得するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

なお、新庁舎等造成工事の工事請負変更契約を締結するに当たり、地方自治法並びに条例の規定に基づき、議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から 6 月、7 月、8 月分の例月出納検査結果報告が、上下水道課から上下水道水質検査結果書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

また、教育委員会から令和 2 年度教育に関する事務の点検及び評価報告書の提出があり、先に全員協議会で配付をいたしておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田みさお議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田みさおです。

本日から緊急事態宣言が19の都道府県で延長されるという、まさに緊急事態の中で、政権与党が党内の権力争いに明け暮れて国会を開こうとしないことに断固抗議をいたしまして、質問に入ります。

1番目は、新型コロナの感染状況についてです。

1番、本町での新型コロナ感染症のこれまでの感染者数累計は何人になりますか。そのうち死亡者の数は何人ですか。感染者の年齢や年代別の内訳、直近での年齢、年代別感染者の傾向を伺います。

2点目、新型コロナワクチンの接種状況はどうなっていますか。年齢や年代別に2回接種された人数と接種率を問います。

3点目、政府が重症化リスクのある人以外の入院制限方針を示しております。国に対して、この方針は撤回し、全ての患者さんに症状に応じた必要な医療を提供する姿勢に立つよう、町としても申し入れるべきではありませんか。

京都府でも、病床が不足する事態となっています。町として、京都府に対し、臨時的医療施設の設置など、さらなる病床確保を行うことや、自宅療養者が適切に医療を受けられる仕組みとして、保健所による健康観察だけではなく、医師による健康観察や訪問診療を行う新たな体制をつくるよう要請すべきではありませんか。

4点目、業務の逼迫で、山城北保健所では疫学調査が縮小されてきています。府に対して体制の拡充を要望するのはもちろんですが、町としてもこれを補完し、濃厚接触者を特定できるような体制を取るべきではありませんか。自宅療養中の方や濃厚接触者等、住宅で待機する人に、町としてはどのような支援を行っていますか。町として、パルスオキシメーターの貸出しや食糧支援などの体制はどうなっていますか。

5点目、デルタ株感染に備え、保育所や小・中学校でのさらなる感染防止対策はどのように取っておられますか。CO<sub>2</sub>センサーの設置などは行っていますか。

6点目、教育関係者や保育者、町職員等のワクチン接種や感染の状況はどうなっていますか。

大きな二つ目として、選挙における感染防止対策を伺います。

本年度は衆議院議員の総選挙や、来年度には京都府知事選挙、井手町議会議員選挙、さらに参議院選挙も控えております。投票所や期日前投票所での対応を含め、選挙における感染予防対策をどのように行うのか伺います。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナの感染状況についてであります。一つ目の本町での新型コロナ感染者数につきましては、府山城北保健所からの情報提供では、本年度に入ってから9月10日までの感染者数は65名で、10歳未満が9名、10歳代が10名、20歳代が8名、30歳代が12名、40歳代が10名、50歳代が5名、60歳代が7名、70歳代以上が4名となっております。若年者も含めて、全ての年代で感染拡大している状況です。

なお、感染者につきましては、感染拡大防止の観点から府山城北保健所からの情報提供がありますが、感染による死亡者につきましては、個人情報であり、情報提供はありません。

二つ目の新型コロナワクチンの接種状況につきましては、8月末現在、2回とも接種を終えられた方の接種率は約71%となっており、年齢、年代別の2回接種人数と接種率は、65歳以上の高齢者の方が2,375人で、接種率は約90%。64歳以下の方が2,454人で、接種率は約60%となっております。

三つ目の医療提供体制についてであります。京都府に対しまして、医療体制を十分確保するよう、町村会を通して要望しているところであります。また、医師による健康観察や訪問診療につきましては、山城北保健所が綴喜

医師会と連携して、必要な方への医師による健康観察や外来診療、オンライン診療、訪問診療を行っていただける医師を紹介するなどの取組が行われているところであり、町内においても必要に応じて対応できる状況となっております。療養環境整備についても、引き続き要望してまいりたいと考えております。

四つ目の保健所の疫学調査に対する町としての補完につきましては、従前から、保健所の疫学調査体制の確保のため、本町からも保健師等の職員を派遣しているところではありますが、それに加えて現在、保育所や学校などの施設において陽性者が発生した場合は、町において施設における陽性者の行動を確認し、濃厚接触者の該当基準に基づいて接触者との状況を調査し、その結果を保健所に報告の上、濃厚接触者の特定が行われるなど、町としてもこれまでから連携、協力して取り組んでいるところでもあります。

なお、自宅療養者等への支援につきましては、府において、希望者や療養上必要な方には、パルスオキシメーターの貸出しや食糧支援が行われているところでもあります。

五つ目のデルタ株感染に備え、保育所、小・中学校でのさらなる感染防止対策につきましては、保育所等では、保育士、園児の健康状態については、さらに徹底した健康観察と経過の記録を行うとともに、共用スペースであるトイレや洗面は定期的な消毒回数を増やし、午睡の時間も密を避け、クラスごとでの区分や少人数で行うなど、より一層感染リスクの低減に努めております。

小・中学校では、文部科学省の衛生管理マニュアルに従った基本的な感染対策の徹底に加えて、対面で行うグループワークなど、感染リスクの高い学習活動は行わないこととしております。また、これまでも実施してきた各家庭での毎朝の検温と健康観察表の提出に加え、登校時に児童・生徒全員の検温を行うとともに、中学校の部活動につきましては、始業日の8月27日から緊急事態宣言終了の9月30日まで中止としております。

CO<sub>2</sub>センサーの設置につきましては、本年度、各保育所の各室に換気装置を設置するとともに、定期的な換気も継続しているところであり、学校につきましても、学校薬剤師の指導の下、欄干窓を対角線上に2か所開け、換気扇を使用するなどの対策を行っており、教室等の空気定期検査におきましても、CO<sub>2</sub>濃度は3校とも基準値の範囲内であるとの報告を受けていると

ころであり、いずれの施設においてもCO<sub>2</sub>センサーは設置していませんが、十分な換気対策を行っているところでもあります。

六つ目の教育関係者、保育者、町職員のワクチン接種や感染の状況につきましては、教職員、保育園に勤務する職員につきましては、府の大規模接種における優先接種の対象となっており、全職員に希望を聞き、接種希望者に対する接種は対応済みとなっております。また、その他町職員につきましては、町が行う集団接種等において残余ワクチンが生じた場合の有効活用の観点から、接種希望を把握しておりましたが、接種を希望する職員も同様に全て接種しているところでもあります。なお、本年度の感染者につきましては、教職員が2名、保育園に勤務する職員が2名で、他の教職員はございません。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 2点目の選挙における感染防止対策についてであります。国において、選挙執行時における新型コロナウイルス感染症対策指針が示されておりまして、マスクの着用、咳エチケット、手指消毒、3密を回避するなどの基本的な取組の徹底をはじめ、選挙当日、投票所に選挙人が集中することを避けるための期日前投票の積極的な呼びかけや、選挙人の不安感を解消するための投票所等における感染症対策内容の事前周知などが基本原則として示されておりまして、また、投票所や開票所における感染症対策として、投開票事務従事者等のマスク及び手袋の着用や間隔の確保、施設内の換気や飛沫感染防止用のためのビニール障壁等の設置、さらには、新型コロナウイルスに感染された方や濃厚接触者の投票などへの対応についても示されておりまして。

本町といたしましては、当該指針に基づき、今後予定されている衆議院議員総選挙等におきまして、適切に感染症対策を講じながら、住民の方々が安心して投票していただけるよう執行してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 1番目のコロナの感染状況ですけれども、他の町では、市町村のホームページ等に感染者の人数とか本日新たにこれだけ感染者が出てしまいましたというようなこととか、ホームページを開ければ、緊急事態



宣言中だということがぱっと目に入ってくるような注意喚起の言葉があったりするわけですが、本町には、ホームページには何もそういうことはありません。そうしますと、住民の方は、逆に、本町ではどのくらい感染者が出ているんだろうと非常に不安になる。逆にきちんとこういうふう感染者が出ていますというお知らせがある方が安心できるというふうに多数ご意見をお聞きしています。今おっしゃられた内容なんかは、そのままホームページに出したらいいことなんじゃないでしょうか。

それと、ワクチンの接種状況ですが、64歳未満一くくりで60%とおっしゃったんですが、今、若年者の方の接種が進んでいないというようなことを全国的には言われているわけです。井手町ではそんな大まかに64歳以下とくくってしまうじゃなくて、10代、20代、30代というような、そういう若い人の接種がどのくらい進んでいるのかということもきちんと把握して、対策を取っていかないといけないと思うんですけれども、やっぱり若年になるほど接種率は落ちているのでしょうか。そういう若年者に対して、今後、接種できますというような呼びかけとかを考えておられるのか。町長は挨拶の中で、感染している人は未接種の人が多いと言われたので、だったら、強制はできませんけど、未接種の方への呼びかけは必要なんじゃないでしょうか。その点はどういうふうにお考えでしょうか。

それと、町にできる支援ということで、医療体制のことは府に対しても意見を言うしかできないと確かに思うんですけれども、生活支援の方は町としてもいろいろできる。感染されて自宅療養になっている方が、京都全体で言うと2,000人以上、現在でもおられるわけです。そういう方に対して、京都府がパルスオキシメーターの貸出しや食糧支援をやってますとおっしゃるんですけども、保健所は逼迫しているわけでしょう。京都府のホームページの状況を見ても、山北の調査状況というのは調査中しか出ていないです。できていないんです。だから、そういう方に対して、国も、感染者の個人情報であっても、必要なことを市町村に提供していいですということは何度も通達、通知というか周知と書いていますけど、出しているわけです。例えば、国の通知の中には、神奈川県ではこういうふうに使っていますなんていう例まで書いて、国ができるのは助言までですから、こうしなさいなんて言えないからそういう書き方ですけども、京都府内でも北部中心に買物支援、食料の配付をやっているわけです。京丹後市、与謝野町、宮津市、そういうとこ

るでは京都府の支援が入る前に、申し出てください。あるいは府から情報提供を受けているのかどうか分かりませんが、買物代行やレトルト食品を届けたりというようなことを実際やっておられて、それはまた対応する自治体は増えています。井手町のような人口規模の小さいところで、住民の皆さんに目が届く、手が届く町ですから、そういう温かい支援をぜひできるように、京都府からもきちんと情報提供していただいて、必要な日用品や食料の支援を行うべきではないでしょうか。その辺をもう一度お尋ねします。

次に、小・中学校、保育所の件ですが、さらなる感染対策が必要だということは、さらに保育士さんや先生方に手がかかっているということなんですよ。何度も消毒していただいたり、全員、門で検温するんでしょう。大変です。そんなことに対して、また援助を何か町としてはやっているのか。労働超過になって、登校のときに検温するといったら始業前でしょう。勤務時間との関係はどうなっているのでしょうか。それをお聞きしたいです。

一番CO<sub>2</sub>センサーが必要だと、これは私の感覚ですけど、中学校の職員室は密じゃないですか。あそこにCO<sub>2</sub>センサーを入れてもらった方が、先生方をたくさん配置していただいているので、ありがたいことなただけど、狭いと思うんですけども、教育長はそういうふうに感じられませんか。

次に、大きな2点目の選挙に関してですけども、一般的な感染対策はもちろんですけど、法律が変わりまして、コロナに感染している人や、感染者等という言い方ですけど、特例郵便等投票の制度というのができました。6月に法律が改正されまして、東京都議選から特例郵便等投票制度ができたわけです。自宅待機を要請されている方は投票所へ来てもらったらいけないわけですから、そういう人についてはきちんと郵便で投票できますということをお知らせしておかないと、いつ自分が感染するか、行けなくなるか分からないわけです。今、誰も井手町の住民の方はそういうことを本当に知らないのと違うか。感染したら選挙は行けないと思っているんじゃないかと思うんです。だから、それはきちんと事前に周知するということが必要ですが、どういうふうにご考えておられるか。

それと、総務省の手引を見ますと、濃厚接触者と指定されても、その人は投票所へ行けますと書いてあるわけです。そうすると、行ってもらわないといけないわけです。それでは、そういう人の受入れをどうするのか。濃厚接触者は郵便投票ができないんです。さらに、何かいろいろ不安があるし、よ

う行けない、具体的に理由があつてですよ。家族が感染したとか隣近所で感染者が増えているとか、そういうことになったら、自分も行っているのだからかと思う人もあるわけです。しかし、投票の機会は均等に保障しないといけませんから、そういう人もいることを考えると、別場所を設けるとか別時間帯を設けるとか、そういうことも考えられるんじゃないか。期日前投票所、今まで利用しているところも非常に狭いですし、それこそCO<sub>2</sub>センサーが要ると思うんですけども、それは考えていないのか。期日前投票所を複数用意することは考えられませんか。再質問です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西垣参与。

参与（西垣義郎） 感染に係る注意喚起等についてであります。ホームページ等で引き続きしっかりと住民の方にお知らせをし、対応していきたいと考えております。

また、ワクチンの接種の状況でございますけれども、先ほど答弁させていただいた65歳未満の数字をもう少し詳しく申し上げますと、10歳から20歳代が約38%、30歳から40歳代が60%、50歳から64歳が77%となっておりまして、特に若い方の接種率がまだ低いという状況でございます。引き続き、ワクチンに対する理解をしっかりとさせていただけるように対応してまいりたいと考えておるところでございます。

京都府の自宅療養また濃厚接触者の特定等、感染対応についての町の支援ということでございますけれども、これも先ほど答弁させていただきましたけれども、府からの要請に基づきまして、従前から、職員を派遣し、府におけます濃厚接触者の特定等の疫学調査について協力をしているところでございます。また、府の方の最近の逼迫した状況を踏まえまして、町におけます学校、保育所等の施設におけます濃厚接触者の調査につきましては、従前は府の方が直接行っておりましたものを、現在は町の方で接触状況を詳細に確認して対応するというところで、これらにつきましても、府と連携して対応しているところでございます。引き続き、その対応を続けていきたいと思っているところでございます。

保育園におけます感染予防等の業務に関しましては、例えば子どもさんが遊ぶおもちゃ等、消毒作業が比較的楽になるようなものも含めて、様々なグ

グッズの購入等も工夫しているところでございます。引き続き、それらの点については、十分留意して進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 先ほどのまず特定患者等という方が投票があった、感染者であられるとか、また入国後の待機者が投票したいというところの周知の関係でございますが、特に今度、衆議院議員総選挙がございますけれども、これまでからも選挙の告示のタイミングに合わせて、その辺のビラの周知はしておりますので、おっしゃった特例郵便等投票制度についても記載させていただくことになろうかと考えております。

続きまして、濃厚接触者の方が来られた場合、もちろん体調の悪い方もおられるかもわかりません。その辺についても、この対策指針において、もちろん人権に配慮するというのは前提としてありますけれども、例えば記載台なども配慮すると書いていますので、それについても、また選管の委員会の中で協議をして進めてまいりたいと思っております。

ただ、おっしゃったように、期日前投票所を複数という考え方につきましては、現在のところ考えておりません。選挙の期日前投票所も場所の関係がございまして、限られた中ではありますけれども、やはり密とならないように、その辺は配慮しながら、入場人数なども配慮しながら投票していただくというふうになろうかと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 小・中学校でのさらなる援助ということですが、既に昨年度から、学校での感染対策を進めるに当たって、各校にスクールサポートスタッフを配置しておるところであります。

また、朝の検温につきましては、通常の登校指導の中でやっているものでありまして、学校の方から大きな負担があるとは聞いておりません。

続いて、職員室へのCO<sub>2</sub>センサーであります。職員室よりも人数が多い教室で検査しているところでありまして、改めて中学校で職員室の方でCO<sub>2</sub>センサーの設置は必要ないと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） 再質問ございますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） やっぱり若者の接種率は低いということで、これはマスコミでいろいろ言われているような不安感に伴うものというのものもあるかもしれないけども、というよりは、やっぱり仕事やいろんな活動で忙しい、言われた日時に行けないというようなことがあると思いますし、夜でも接種できます、個別接種だったら、個人のお医者さんの方だったら夜間の診療等の時間に当ててもらえることもあるというようなこととか、金曜日に限っては、金曜日とか土日、土日ばかりだと土日に休めない人というのものもあるので、違う曜日に集団の接種の日を設けるとか、様々工夫をすることで、本当は接種をしたいたいのだけれども、いろんな事情で受けられないという人のないように、さらなる工夫をしていただきたいと思います。

それと、もう1点だけ確認したいのは、検温は朝の登校指導のときにやっていると言われるんですが、朝の登校指導というのは勤務時間との関係はどうなるんですか。勤務時間外じゃないんですか。それを再度、確認をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 勤務は8時30分からということになりますけども、教職員はそれ以前に登校して授業の準備等をやっていますので、その一環として実施しているということでもあります。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 最後のはおかしいと思います。勤務時間は8時半からなんでしょう。それ以前に検温に立ってもらったたら、それはそれなりの代替措置を取るなり早く帰ってもらうようにするなり、何かしないといけないじゃないですか。そもそも勤務時間外にそんなことを命じるわけにいかないわけで、ボランティアでやってもらうということですか。それは校長、管理職だけでやるということなんですか。それは対応しないといけないのと

違いますか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中田教育長。

教育長(中田邦和) この件については、命じたわけではなくて、教職員自らがやっていることでもあります。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 奥田俊夫議員。

1番(奥田俊夫) 1番、奥田俊夫です。

私の方から、事前通告に基づきまして、大きく二つのことについてお伺いしたいと思います。

まず1点目、通学路の安全対策について。

本年6月28日、千葉県八街市の市道において、徒歩で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、男女5人の児童が死傷する痛ましい事故が発生しました。このようなことは決してあってはなりません。

そこで質問です。

町内の通学路においても、ふだんから安全点検や安全対策を講じていただいていると思いますが、前述の事故以降、何か新たに見直し、取組を始められたことはありますか。

今後実施される予定の対策はありますか。

令和元年の12月議会において、多賀小学校前の府道上狛城陽線での安全対策について、国や京都府に依頼し協議を進めており、今後、関係機関とも連携しながら、効果的な対策について検討していきたいと考えているという答弁をしていただいておりますが、その後、通行規制看板や登下校時間帯における速度制限の実施など、何か交通安全につながる前向きな対応は実施していただきましたでしょうか。

大きく2点目です。避難所の設置・運営訓練について。

災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。最近では、7月1日から3日にかけて、静岡県や神奈川県を中心に大雨が降り、静岡県熱海市では土石流災害が発生しました。また、8月11日から16日にかけて、九州、中国、北陸地方をはじめ各地で大雨が続き、国管理河川と都道府県管理河川、

合わせて25水系68河川での氾濫がありました。

本町でもそのような災害への備えとして、毎年11月に防災訓練を実施していただいておりますが、昨年度はコロナ禍における感染拡大防止の観点から中止となってしまいました。

そこで質問です。

感染拡大防止の観点から、各種行事の中止もやむを得ないとは思いますが、逆に、このような状況下であるがゆえにやっておくべきこともあると考えます。本町でも、避難所を開設するに当たり、区分け整理やスペース的問題、避難方法や誘導方法など、コロナ感染者への配慮も含めた綿密な計画の検討が必要であると思っておりますが、町としてのお考えをお聞かせください。

災害発生時の避難所開設は、迅速かつ正確に行われる必要があります、日頃から訓練等を通して、もしもに備えた行動を取れるようにしておくことが大切であると考えます。本町でも避難所開設担当者を中心とした実訓練の実施や他地域での対策を学ぶ機会を設けるなど、何か町として今後実施を検討されている事項はあるか、お答えください。お願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 奥田議員のご質問にお答えします。

1点目の通学路の安全対策についてであります。一つ目の本年6月28日以降に新たに見直し、取組を始めたことにつきましては、千葉県八街市での事故の発生の翌日、6月29日に、教育長が各校長に登下校における安全確認と交通事故に対する注意喚起のご指示をされ、6月30日に通学路の点検、通学路に設置している看板やのぼりの交換などを行っております。さらに、2学期の始めには教職員が下校時の付添指導を行い、その際に通学路の点検も実施しております。また、登校時には、子ども見守り隊や保護者の方々が登校班に同行したり、注意を要する箇所にとったりしていただくとともに、下校時につきましても、子ども見守り隊や防犯推進委員連絡協議会の方々が子どもたちをサポートしていただいているところであります。

二つ目の今後実施する予定の対策につきましては、現在、千葉県八街市での交通事故を踏まえまして、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過

去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から改善要請があった箇所などの観点を含めての危険箇所のリストアップ作業を行っておりまして、今後、学校、道路管理者、警察などとの合同点検、合同対策会議を実施することとしております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 三つ目の多賀小学校前の府道上狛城陽線での安全対策につきましては、昨年度、国や京都府、警察、学識経験者などで構成される京都府道路交通環境安全推進連絡会議において、効果的な交通安全対策の調査、検討を進めていただいたところであります。会議では、メンバーが現場を確認し、またETC2.0により収集されたビッグデータによる解析から、平均速度や急ブレーキ箇所のほか、抜け道としての利用状況などが示され、多賀小学校前に比べ、その前後区間の速度が速いことから、速度抑制対策を区間ごとに段階的に行う必要があると判断されたところであります。

これらの検討結果を踏まえ、現在、道路管理者である京都府において、対策メニューや施工場所など、より具体的な設計を行っていただいているところであり、まとめ次第、今年度内に路面標示や注意喚起看板の設置など、第1段階の対策を行い、次年度以降にその効果検証を行うと聞いております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 2点目の避難所の設置・運営訓練についてであります、一つ目の避難所を開設するに当たり、コロナ感染者への配慮も含めた計画につきましては、昨年6月に、コロナ禍における避難所を開設するに当たり、避難者への受付方法やスペースの確保、衛生管理などを定めた避難所運営における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアルを策定し、ホームページにも掲載しながら周知を図ってきたところであります。

当該マニュアル策定後には、管理職員に対し説明会を実施しており、スペースを仕切るための段ボールの手配やそれぞれの避難所におけるレイアウト図を作成するとともに、避難者の中で体調が優れない方や感染が疑われる方につきましては、自然休養村管理センターに避難場所を確保することとしております。また、避難所において密を避けるべく、避難所に避難するのではなく、親戚や知人宅に避難いただく分散避難についても検討していただくた



めのピラも各戸配布してきております。

二つ目の避難所開設担当者を中心とした訓練の実施等につきましては、昨年度の防災訓練は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止としたところでありまして、本年度につきましても、今後の感染状況を注視しながら判断することになりますが、多数の住民の方々に参加していただく防災訓練に代わる町職員による避難所開設訓練を避難所運営対応マニュアルに基づき実施するなど、有効な手法についても検討を深めてまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1 番（奥田俊夫） 再質問ではありませんが、交通安全や発災時の避難所開設は大変身近な問題です。早急に改良や対応を講じていただけますよう要望して、終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西島寛道） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2 番（脇本尚憲） 2 番、脇本尚憲です。

事前の通告に基づき、私から 3 点質問したいと思います。

1 番、大規模災害時における業務継続計画。

地震等による大規模災害が発生した際、行政は災害対応対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担う一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えています。

しかしながら、過去の大規模災害では、行政自体が被災し、庁舎や電気、通信機器の使用不可等により災害時の対応に支障を来した事例が見受けられるところであり、このような非常事態にあっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう計画を策定するなどして、業務持続性を確保しておくことが極めて重要であると考えます。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらし、特に庁舎、職員が被災した市町村においては、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、その業務の実施は困難を極めるものとなりました。

つきましては、本町でも災害対策として井手町業務継続計画を策定されて

いると思いますので、その内容について質問します。

- 1、本町の業務継続計画はどのような目的、内容で策定されているか。
- 2、対象となる災害はどのようなものを想定しているか。
- 3、庁舎、職員の被災を前提とした実地訓練の実績はあるか。

大きく2番、電子書籍貸出サービスの導入。

世の中に広がったインターネット技術。出版物についても、急速にデジタル化、インターネット化が進んでおり、スマホやタブレットで書籍を持ち歩き、通勤・通学時、自宅などで読書や情報を得ることも日常となっています。

アメリカの公立図書館や日本の大学図書館の電子書籍貸出サービスの普及は9割を超えており、書籍の貸出しの一つの選択肢として定着しています。

また現在、新型コロナウイルス感染症により非接触、外出自粛が推奨される中、24時間365日いつでもどこでも本を借りることができ、読むのはスマホやパソコン上、期限が来たら自動的に返却される、そのような公立図書館による電子書籍貸出サービスが注目されています。電子書籍貸出サービスの導入は、図書館までは様々な事情で来館することが困難な住民の方でも、図書館という公共のサービスを公平に活用することができる方法だと考えます。

そこで質問します。

- 1、前年度の図書館の開館日数、貸出実績は。
- 2、自治体における電子書籍貸出サービスの普及状況は。
- 3、近隣自治体の電子書籍貸出サービスの状況や内容は。
- 4、電子書籍貸出サービス導入について、本町の考えは。

大きく3番、山城多賀駅前商業施設誘致の進捗状況。

駅前商業施設誘致の実現は、地域の活性化、買物難民の解消など、本町の今後のまちづくりにとって大変重要な施策だと考えます。本年6月定例会の一般質問で、その公募状況について質問したところ、最終的に1件の応募を受取り、選考委員会を経て、企業自らが食品・日用品スーパーを運営する株式会社さとうを優先協議者として決定した。今後、地権者の同意が得られれば、企業による具体的な整備計画作成後、都市計画等の法手続を経て事業着手されるものと考えているとの答弁があったところです。

そこで質問します。

- 1、現在の地権者同意等の進捗状況は。

2、今後の進め方は。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の大規模災害時における業務継続計画についてであります。一つ目の本町の業務継続計画の目的、内容につきましては、まず平成28年4月に井手町業務継続計画を策定しております。大規模な地震災害等が発生した場合に、職員や資源などが限られた状態の中で、災害復旧・復興業務などの応急対策業務及び優先的に実施すべき通常業務を特定し、それら業務を継続または早期に再開させるための計画を策定することにより、防災対策の推進に資することを目的としております。主な計画の内容といたしまして、被災時において、住民の生命、生活及び財産を保護することを最優先とする応急対策業務や通常業務を発災後の時間帯別に選定し業務を継続することなどが盛り込まれております。

二つ目の対象となる災害につきましては、本計画では地震による被害を想定しており、京都府地震被害想定調査報告書に基づき、本町において最も被害が大きいとされている奈良盆地東縁断層帯地震を想定としております。具体的には、当該地震により最大震度7を観測し、庁舎やその周辺において、建物や道路などのインフラ及び水道や電気などのライフラインに一定の被害が発生している状況を想定しております。

三つ目の庁舎、職員の被災を前提とした実地訓練につきましては、平成21年度から毎年、大地震や水害等をその都度想定した防災訓練を実施してきており、その際には、それぞれの災害に応じた職員の役割も確認しながら取り組んできております。今後もより実態に即した訓練内容となるよう、議員ご指摘の視点も検討に加えながら実施してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） 2点目の電子書籍貸出サービスの導入についてであります。一つ目の前年度の図書館の開館日数、貸出実績につきましては、開館日数が243日、貸出実績は、貸出人数5,294人、貸出点数は図書、視聴覚資料を合わせまして2万6,763点であります。

二つ目の自治体における電子書籍貸出サービスの普及状況につきましては、令和3年7月1日現在、全国1,794自治体中、電子書籍貸出サービスを実施しているのは229自治体、普及率といたしまして12.8%であります。

三つ目の近隣自治体の電子書籍貸出サービスの状況や内容につきましては、宇治市が令和3年3月よりサービスを開始されております。事前登録制で1人2点までの貸出し、2週間の期限が過ぎると自動返却される仕組みでありまして、サービス開始から先月26日までの貸出回数は4,467回、利用申込者は1,026人、延べ利用人数は2,791人と伺っております。利用者の反応もおおむね好評とのことですが、パソコンやスマートフォンなどの操作に不慣れな方からは不満の声があり、紙の本が借りられるのに、わざわざ画面で読む必要もないとの意見もあるそうです。

四つ目の電子書籍貸出サービス導入について、本町の考えにつきましては、公共図書館が提供できる電子書籍サービスは、ここ数年で新しい事業者も増え、提供内容も充実が図られてきていますが、価格が高かったり専門書に偏っていたり画面が操作しにくかったりと、有料の個人向けサービスと比べてまだまだ発展途上と見ております。

しかし、電子書籍は紙の本にない強みがあり、また非来館型サービスの中心となり得る資料であると考えております。他府県、他市町村の動向を注視しつつ、本町に見合った図書館サービスを模索してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 3点目の山城多賀駅前商業施設誘致の進捗状況についてであります。一つ目の現在の地権者同意等の進捗状況につきましては、6月に公募審査の結果、株式会社さとうを優先協議者として決定した後、7月15日に対象となる地権者の方々に対し説明会を開催し、事業者から本地域への出店意思や計画内容等について説明され、交渉相手としての了承を得たところであります。その後、7月下旬より地権者へ土地利用承諾の同意交渉を開始され、8月中旬に全ての地権者の同意を得られたとの報告を受けたところであります。

二つ目の今後の進め方につきましては、事業者からの具体的な整備計画作

成後、都市計画法の手續や農地法等の法手續を経て造成工事、建築工事へと事業着手されるものとなりますが、現在、事業者では整備計画内容を具体化するため、現地の測量業務に今月中にも着手すると聞いております。

本町といたしましては、今回の商業施設誘致は将来のまちづくりにとって大変重要な事業でありますので、一日も早く出店ができるよう、関係機関との調整を図るなど、必要な協力等を行ってまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 私の方からは再質問ではなく、各項目の要望をお伝えしたいと思います。

まず第1点目の業務継続計画につきましては、東日本大震災では、岩手県大槌町が津波で壊滅的な被害を受け、町長をはじめ職員40名の被害者が出ました。これは全職員20%に当たる数字です。本町で大津波の発生は想定しにくいものですが、大地震、台風などの水害、ウイルス感染症など、様々な災害での本町での行政機能不全が発生するリスクは常にあると考えます。発生してほしくはないですが、大規模災害時に業務継続計画を実行し、減災につながるよう、計画を常に見直すよう、システムづくりと精度の高い業務継続計画になるように要望します。

2点目の電子書籍につきましては、電子書籍導入は、住民の方への貸出しの利便性向上だけでなく、紙の書籍では実現できない点もあります。音声再生可能な電子書籍を活用することで、目の不自由な方が書籍に触れることができます。また、小さな文字を読むことが難しくなった世代の方でも、タブレット上で文字を拡大して読むことができます。導入する図書館側のメリットとして、電子化することで、蔵書保管の省力化や館内室の省スペース化、職員の貸出予約、督促業務の必要がなく、破損や紛失、盗難などの回避も期待できると思います。新国道バイパス道路建設に伴い移転される予定の新図書館開設時に、ぜひ電子書籍貸出サービスを検討していただきますよう要望しておきます。

3点目の駅前商業施設誘致につきましては、町としても様々な方面で尽力していただき、実現に向けて確実に推進していると印象を受けます。誠にありがとうございます。今後も地元地権者、企業、行政が協力し、商業施設の

開業が早期実現することは、本町が掲げています利便性と快適性を備えたまちづくりには必要不可欠だと思います。引き続き、全力で取り組んでいただきますよう要望しておきます。

以上です。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。20分まで。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時19分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 5番、岡田久雄です。

事前に通告しておりました3項目につきまして、質問をします。

まず初めに、コロナウイルスワクチン接種及び感染拡大防止について。

新型コロナウイルスのデルタ株が猛威を振るう中、政府、自治体による懸命なワクチン接種の取組が行われています。政府は、9月末には全国民の約6割が接種完了する見通しとしており、野村総合研究所が8月に公表したレポートによると、10月の前半には人口の7割が接種完了すると予測されています。現在、おおむね予測のペースで接種が進んでおり、政府が掲げる10月から11月のできるだけ早い時期に希望する国民全員に接種完了との目標は、達成可能だと考えられます。

また、デルタ株に対しましても一定程度の感染抑制効果が期待できるとともに、入院、重症化、死亡に対する予防効果も高いとされています。

そこで、次のことについて質問します。

1、8月末で自然休養村管理センターでの集団接種が終了しました。今後のワクチン接種希望者への対応、スケジュールはどのようにされるのか。

2、本町では、今までに何人の方が感染され、何人の方が回復されているのか。また、入院、ホテル、自宅療養されている方は現在おられるのでしょうか。

3、感染者全員が入院できれば安心ですが、現在では規定があり、入院は難しい状況にあります。自宅療養されている方へは府保健所からどのような支援がされているのか。また、病状が悪化したときの対応はどのようにされ

ているのか。

4、幼児、児童、生徒の感染拡大が懸念されています。幼児教育や学校教育での感染予防対策として、どのように予防強化をされているのか。また、給食時の対応、授業の進め方、学校行事等についての考えをお聞きします。

5、本町保健センターと府保健所との情報共有が重要と考えます。本町では、感染者の状況等を含め、どのように連携を取られているのでしょうか。

次に、介護支援事業の拡充について質問します。

高齢化や核家族化が進み、高齢者のみの世帯が多くなっている中、老老介護の世帯も増えてきています。さらには、状況が進み、認知症高齢者が認知症高齢者を介護する認知介護のケースも出てきています。今後ますます要介護者を抱える家族に寄り添ったきめ細かな支援が必要と考えます。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町における高齢者世帯数、認知症患者数、老老介護、認知介護の現状について、どのような問題、課題があるのか。本町ではどのような支援、取組をされているのか。

2、在宅で高齢者の介護をされている家族の負担軽減を図るために、負担のない介護の仕方や、家族に寄り添い、悩みの相談、アドバイスなど、一歩踏み込んだ精神的なことまでケアできる仕組みづくりを構築するため、介護を行う家族に視点を置いた支援策が今後ますます必要になると考えます。そのためには、ケアマネや介護相談員を退職された方など、現在フリーで専門的な知識をお持ちの方の協力を得て家庭訪問する本町独自の支援策、例えば家族相談員派遣事業（仮称）のような支援事業も必要と考えますが、本町の考えをお聞きします。

3、高齢者の相談で、買物や病院へはタクシーを利用し用事を済ませることができず、例えばお墓参りなど、タクシーで行けても水を運ぶことができない高齢者もおられます。そのような高齢者に対し、目的地への移動支援も含め、ちょっとしたお手伝いをするなど、本町の高齢者福祉事業や社会福祉協議会などの福祉支援事業で拡充することはできないのでしょうか。

次に、奨学金返還支援制度導入について質問します。

日本学生支援機構の発表（2019年）によると、返還が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は約129万人であり、大学生などの2.7人に1人が利用しており、大学の学部生1人当たりの平均貸与額は、無利子の第1種

が241万円、有利子の第2種は343万円に上ります。また、卒業後の返還額は、平均すると1人当たり年間20万円となっており、返還者数の約7%が延滞するなど、日々の生活に奨学金の返還が重くのしかかっている人は少なくありません。

こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が15年から実施されています。一定期間定住し、就職するなど条件を満たせば、対象者の返還を当該自治体が支援するもので、内閣官房の調べでは、20年6月現在で32府県423市町村において実施され、以降も実施自治体は増加しています。また、国の財政支援において、現在では、市町村実施分においては基金の設置が不要となり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額（上限あり）まで拡大されていると聞いています。

そこで、次のことについて質問します。

1、全国的に奨学金返還を支援する取組が増えており、国の特別交付税措置も拡大されています。このような現状について、本町ではどのように認識されておられるのでしょうか。

2、近隣市町村の取組状況についてお聞きします。

3、奨学金返還支援事業は、若者の経済的な負担を軽減するとともに、人材確保や定住促進、また子育て環境の充実につながるなど、多くの効果が期待できるものです。本町における奨学金返還支援制度導入の考えをお聞きいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、3点目の奨学金返還支援制度導入についてお答えします。

現在、全国の地方自治体におきまして、将来の地域基盤を支える若者の定住促進や子育てしやすいまちづくり、さらには教育環境の充実などを図るため、奨学金を利用していた学生が就職し一定期間居住すること等を条件に、奨学金の返還に対して支援する取組が広がってきております。また、京都府におきましても、府内の中小企業等の人材確保と若手従業員の定着を図るため、従業員の奨学金返済に支援を行う中小企業等への助成制度が設けられて



おり、国においてもこれらの取組を支援するため、当該事業について、特別交付税措置の対象とされていると認識しております。

このような状況の中で、京都府内の市町村では、令和元年度から城陽市、令和2年度から宇治市が本制度を導入されておりまして、本町といたしましても、町政における最重要課題である人口減少を食い止めるため、若者の定住促進をする上での有効な施策の一つになると考えておりまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 1点目の新型コロナウイルスワクチン接種及び感染拡大防止についてであります。一つ目の今後のワクチン接種希望者への対応、スケジュールにつきましては、7月末に接種の申込みを締め切った後に新たに接種を希望されている方や接種日程が合わなかった方等、約350人の方を対象に、昨日、保健センターにおいて集団接種を実施するとともに、先週金曜日からは約10日間程度の日程で各医療機関において個別接種を実施しております。今後も新たに接種希望のある方については、個別に調整し、各医療機関での個別接種により対応いたしたいと考えております。

二つ目の本町における感染者と回復された方、入院、ホテル、自宅療養されている方があるのかにつきましては、先ほどお答えしたとおり、個人情報であることから、府山城北保健所から情報提供いただいております。

三つ目の自宅療養者に対する府保健所からの支援と病状が悪化したときの対応につきましては、先ほどお答えしたとおりです。また、自宅療養中にお薬が切れるような場合には、薬剤師会と連携し、自宅のポストに薬を配達してもらう仕組みも構築されております。

四つ目の保育園の感染予防策につきましては、先ほどお答えしたとおりであります。

保育所での給食時の対応につきましては、テーブルにアクリル板を設置し、できるだけ間隔を空けて座るようにするとともに、通常、保育士は食育の一環として園児と一緒に給食を取るようにしていますが、感染防止のため、食事中はマスク着用して見守ることとしております。

また、保育園行事等につきましては、保護者参加の生活発表会や納涼大会等、極めて密となる行事や園外で行う遠足等の行事は中止とし、クラスを越

えた接触が生じないように、クラス単位で工夫して行事を行っているところ  
であります。

五つ目の本町保健センターと府保健所の連携につきましては、感染拡大防  
止の観点から感染された方の情報提供を受けており、その都度、感染者の状  
態に応じた医療的措置が適切になされるよう要請するとともに、府保健所  
における疫学調査が円滑に進むように連携、支援しているところであります。

先だっては、保健所から、感染が確認された方に電話しているが、連絡が  
取れないことから、他の連絡先の有無や在宅されているかどうかの確認につ  
いて依頼を受けたケースがあり、町職員が自宅を訪問し、インターホン越し  
に保健所からの電話に出ていただくようお願いした事例もあり、今後も、  
緊急時には府保健所と連携して柔軟な対応をしてまいりたいと考えておりま  
す。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 1点目の四つ目の学校教育での感染予防対策の  
強化につきましては、先ほどお答えしたとおりであります。

給食時の対応につきましては、机を向かい合わせにしない、会話を控える、  
食後は速やかにマスクを着用するなどの対策をしております。

授業の進め方につきましては、児童・生徒の間隔を十分に確保し、3密を  
回避した教育活動を行っております。体育では、児童・生徒が組み合ったり  
する運動や密集する運動、音楽では、近距離での合唱及びリコーダーや鍵盤  
ハーモニカ等の管楽器演奏、家庭科では、調理実習を行わないこととしてお  
ります。

次に、学校行事等につきましては、9月には運動会、体育大会、郊外学習、  
修学旅行は実施しないこととして、多賀小学校の運動会、泉ヶ丘中学校の修  
学旅行につきましては延期といたしました。また、外部講師や保護者など、  
学校外の方が参加して行われる活動も実施を見合せております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 2点目の介護支援事業の拡充についてでありま  
すが、一つ目の高齢者世帯数と認知症患者数等の現状と問題、課題についま  
しては、高齢者世帯数は令和3年4月1日現在565世帯で、認知症患者数

は介護保険の基準で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方が令和3年4月30日現在278名となっており、高齢者のみの世帯で認知症患者を抱えた場合の介護の負担度の高まりは従前から大きな問題、課題と認識してきたところであります。そのため、平成28年度に地域包括支援センターにおいて社会福祉士の職員を1名増員し、体制の強化を図り、認知症の予防と進行を食い止めるための認知症予防教室や出前による予防教室の実施、認知症への理解を深めるための小・中学生を対象とした認知症サポーター養成講座等の事業を実施するとともに、同センターに認知症地域支援推進員や初期集中支援チームを設置し、認知症の初期症状が見られたときから早期診断、早期対応につなげられるよう、家族への相談支援や医療機関との連携等の活動を進めてきたところであります。これらの取組により、認知症患者数の増加は、ここ数年は横ばいとなっているところであります。

現在コロナ禍にあり、感染拡大防止のため、予防教室等は断続的な実施となっておりますが、実施できる環境が整えば、出前による予防教室の実施等を感染対策に留意し積極的に展開したいと考えております。

二つ目の家族相談員派遣事業のような支援事業についての本町の考えにつきましては、在宅介護支援センター事業として同様の制度がありまして、在宅介護相談協力員が訪問等により在宅介護の方法などをはじめ幅広いご家族等からの相談等を受けているところであります。事業所に委託して実施しておりますが、相談員はケアマネの資格を有する者が対応しているところであり、不安を持つ介護者の方が相談できるよう、これらの既存事業の周知に努めるとともに、介護者の悩みなどをいち早く察知し、関係機関と密にした相談体制が取れるよう、引き続き連携の強化を図ってまいります。

三つ目の高齢者の移動等に係る支援につきましては、住民の方同士が支え合うことを目的とした有償ボランティアであるフレンドリーサポート事業が社会福祉法人社会福祉協議会で実施されているところであり、お墓参りなどの外出の付添いとして、民間タクシーと併用した利用も可能となっております。また、福祉移動サービスも同じく社会福祉法人社会福祉協議会が、公共交通機関を利用することが著しく困難な重度の障がいのある方などの社会的行動範囲の拡大、在宅福祉の充実と住民の方の福祉活動への参加を目的に実施しているところであります。さらに、本町におきましては、福祉タクシー事業を実施し、重度の障がいのある方に対して、福祉移動サービスで利用で

きない買物など生活に係る移動にも使用できるタクシーチケットを交付する制度も実施しております。

最近では民間事業者のお墓参りの付添サービスもあり、これらの民間のサービスや行政サービス、地域の互助のサービスを社会福祉協議会がサービスを必要とする方に対して適切に利用相談や事業紹介することにより、円滑にサービスが受けられるように、連携して対応してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 1点だけ確認したいんですけども、各小・中学校の消毒、教室に入るところに消毒液があるのか。それと、各トイレには消毒液を置いておられるのか。その2点、確認したいと思います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 学校の教室及びトイレの方に消毒液を設置しております。

議長（西島寛道） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽でございます。

いつもありがとうございます。通告に基づきまして、次の2点について質問したいと思います。

1点目につきましては、ワクチンパスポートについてでございます。

2点目は、青谷川の管理についてでございます。

まず1点目のワクチンパスポートについてでございます。

最近、どの新聞を見ておられますとも、コロナ禍拡大に伴う重大事件が後を絶たないのが現状認識であると思っておりますが、新型コロナウイルスのワクチンを接種したことを証明するワクチンパスポートについて、国は7月26日から各市区町村で申請の受付を開始すると発表しました。

この発表の中で、国は、ワクチンパスポートは当分の間、日本から一部の国や地域へ渡航する際に発行するもので、申請時にはパスポートの提示を求め、どの国や地域への渡航時に活用できるかは今後、外務省のホームページ

で随時公表するという一方、ワクチン接種をした方に対する優遇措置をどうするかという議論があることは承知しておりますが、接種は国民の判断に基づいて実施されることが大事で、接種の強制や、接種の有無によって不当な差別が生じることは適切ではない。優遇措置などに関しては、こうした点も踏まえて検討していくことが必要だと指摘しています。

なお、発表については、今回の接種証明書の発行は、海外に渡航する際に防疫措置の緩和などを受けることを目的とするものであり、市区町村でも、こうした目的に沿ったものであるかどうか確認の上、発行していただくとの記載内容もあるため、本町での状況はどうか、次の事項についてお尋ねいたします。

- 1、証明書はいつから発行し、現在の申請件数をお尋ねいたします。
- 2、住民や医療従事者からワクチン接種証明を求める声は存在するのか。
- 3、現状で独自の接種済み証明書は発行しているのか。
- 4、ワクチン未接種者への差別解消に向けた啓発活動はどうしているのか。
- 5、ホームページや広報への掲載は実施しているのか。
- 6、ワクチン接種に関するページに、差別解消の記述は存在するのか。
- 7、ワクチン接種者への優遇策は検討しているのか。
- 8、ワクチン接種に向けた若者への啓発活動はどうしているのか、お尋ねいたします。

次に、青谷川の管理についてであります。

先日、多賀地区の一住民から相談がございまして、24号線と307号線、また多賀地域の抜け道として利用されている山城自動車教習所北側の堤防に進入したところ、事故になりかけたと相談がございました。

そこで、次の事項についてお尋ねいたします。

- まず1、堤防上の管理は誰がしているのか。
- 2、駐車場として使われているのか。
- 3、教習所への階段の管理は誰がしているのか。
- 4、優先順位等はどうなっているのか。

以上、お尋ねいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目のワクチンパスポートについてであります。一つ目の証明書はいつから発行し、現在の申請件数につきましては、接種証明書の申請受付は、全国統一の基準日が7月26日からとなっており、本町では現在まで10件の申請があり、順次発行しております。

二つ目の住民や医療従事者からワクチン接種証明を求める声は存在するか、三つ目の現状で独自の接種証明書は発行しているのかにつきましては、現在交付している接種証明書は、海外渡航時における防疫措置緩和の利用目的に限定した公的証明書であります。現在のところ、当該利用目的以外での接種証明の申出や要望はございません。接種されたことを確認する書類といたしましては、住民の方には接種時に接種済証が交付され、接種券を発行する前に先行接種された医療従事者の方には、新型コロナワクチン接種記録書が交付されていることから、現時点では独自の接種証明書は発行しておりません。

四つ目のワクチン未接種者への差別解消に向けた啓発活動、五つ目のホームページや広報への掲載、六つ目のワクチン接種に関するページへの差別解消の記載につきましては、新型コロナワクチンの接種は、予防接種法における努力義務として位置づけられており、接種は強制ではなく、ご本人が納得した上で接種のご判断を頂くこととなります。ワクチンには感染症の発症と重症化を予防する効果が認められており、一般的にワクチンの接種によるメリットが副反応のリスクより大きいと言われておりますが、持病や体質等により接種できない方もおられ、接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることのないよう配慮が必要であり、国や府の啓発内容等も参考に、ホームページ等に対応してまいりたいと考えております。

七つ目のワクチン接種者への優遇策、八つ目のワクチン接種に向けた若者への啓発活動につきましては、ワクチン接種はご本人の意思により決定されるものであります。その判断をされるに当たっては、接種によるメリットや副反応のリスク等について、誤った情報ではなく、正確な情報の下に判断していただけるような環境づくりが重要であると考えております。そのため、接種率向上を目的とした優遇策を接種者にとという形ではなく、未接種の方に対して、ワクチン接種に係る不安等について、コールセンターにおいて対応する相談先のご紹介や、ホームページ等を通じたワクチン情報の提供につい

て充実を図ることで、特に若い方々がワクチン接種への理解を深められるよう啓発に努めてまいりたいと考えています。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 2点目の青谷川の管理についてであります、一つ目の堤防上の管理につきましては、井手町内の青谷川左岸の堤防部分については、河川や道路の官地と隣接する民地との土地境界が未確定の部分が多く残っており、周辺で事業等が行われるごとに整理を行ってきたところであり、議員ご質問の山城自動車教習所に隣接する区間についても、本町所有地との境界は未確定な状況となっております、現在、堤防上の実質的な管理につきましては、約3メートル幅の町道部分は道路管理者である井手町が、それ以外の部分は山城自動車教習所が草刈りや日常の清掃などを実施されていると認識しております。

二つ目の駐車場として使われているのかにつきましては、町道区域外の部分に車が駐車されていることは認識しております。

三つ目の教習所への階段の管理につきましては、階段部分を含めた堤防のり面の草刈り等を教習所にて行われていると認識しております。

四つ目の優先順位等につきましては、町道は公道でありますので、道路交通法上、一般的に、町道へ出入りする車両については、町道走行中の車両が優先されるものと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 木村武壽議員。

10番(木村武壽) 再質問ではございませんけども、要望でございます。

いずれにしましても、速やかに解決できるように要望しまして、一般質問を終わります。

以上です。

議長(西島寛道) 次に、丸山久志議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 丸山久志議員。

7番(丸山久志) 7番、丸山です。

それでは、通告に基づきまして、豪雨対策について質問をいたします。

日本各地で豪雨による災害で亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された多くの方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

幸いにも、本町においては、現在のところ大きな被害はない状況ではありますが、本町は、町長が常に言われているように、四つの天井川に囲まれた水災害の起こりやすい地形であることに変わりはありません。実際、昭和28年には壊滅的な被害に遭った町でもあります。今では時間雨量が100ミリを超えることが珍しくなくなっています。台風シーズンを前に、いま一度、河川、構造物の保守点検が必要と考えます。

中でも、玉川は上流に大正池という大きな水瓶を持ち、多くの住民が下流域に暮らしているわけで、常に警戒を怠らず、注視する必要があると思われまます。昭和28年当時とは川幅自体も広がり、下流の合藪ポンプ場も時間雨量80ミリまでは対応できるとのことではありますが、大正池のダムは、建設から六十数年が経過しております。

そこで質問をいたします。

一つ目といたしまして、大正池のダムのコンクリートの劣化、クラックや強度に問題はないか。

二つ目として、ダムの堆積土砂の量に問題はないか。

三つ目といたしまして、四つの河川、渋川、玉川、南谷川、青谷川の堤防の状況は大丈夫か。

四つ目といたしまして、4河川の構造物の状況、劣化や基礎部がえぐられていないか等、問題はないかお聞きいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

豪雨対策についてであります。一つ目の大正池のダムのコンクリートの劣化、クラックや強度につきましては、平成24年度に京都府が、ため池緊急防災事業により堤体のコンクリート劣化状況調査を実施しており、全体的にコンクリート強度に関しては十分な強度を有していること、目視結果からも特に問題となる劣化状況は確認されなかったと報告を受けております。また、井手土地改良区においても、定期的に堤体内も含めた点検を実施してい



ただいております。

二つ目のダムの堆積土砂量につきましては、令和2年度に井手土地改良区が大正池の管理点検のため貯水を減水した際、顕著な土砂堆積は確認されず、同年、京都府土地改良事業団体連合会に施設診断、管理指導を行っていただいた際にも、ダム堤体最下部の土砂吐ゲートが正常に開き放流されることも確認されており、問題となるような堆積はないものと考えております。

これらのことから、現在まで適切な管理が行われているところですが、築造から既に60年を経過している施設であり、また、令和2年10月に施行された、ため池工事特措法に基づき、ため池の構造及び水利機能等の低下状況を把握し、対策の必要性を判断するための劣化状況評価が必要となったことから、本年度の当初予算で岡田池と新池の調査費を計上させていただいており、来年度には大正池の調査費を計上させていただき、実施する予定としております。

今後も管理者である井手土地改良区や京都府等関係機関と連携しながら、適切な施設維持に努めたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 三つ目と四つ目の町内4河川の堤防及びコンクリート構造物の状況につきましては、河川管理者である京都府におきまして、平成24年度及び25年度に天井川を対象とした緊急点検が行われ、その結果に基づき、平成26年度から河川内側の護岸や落差工の補強、補修などの対策工事が実施され、平成29年に4河川とも完了したところであります。堤防の外側につきましても、要対策箇所として残っていた渋川の堤脚部分において、引き続き、平成29年度から石積み擁壁の補修に着手され、令和4年の出水期までに完了する予定と伺っております。現在、府において、降雨や出水の状況を見ながら点検を実施していただいているところではありますが、本町としましては、今後も継続して堤防点検を実施し、適宜対応していただくよう要望しているところであります。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。1時半まで。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。

事前通告しております2点について、一般質問を行います。

1点目として、難聴者に対する支援についてであります。

難聴には伝音声難聴、感音性難聴、混合性難聴の3種類があり、これらの難聴を引き起こす代表的な疾患として突発性難聴や老人性（加齢性）難聴が挙げられます。そのため、事故やけがにかかわらず、年齢とともに自然と聞こえが悪くなる高齢の方もおられれば、原因不明のストレスや過労などが引き金となって、若くして難聴を発症される方もおられます。その結果、外出を嫌がって家に閉じ籠もりがちとなり、家族とも話したがらないといった傾向が現れ、そういったことに対しては周囲の配慮がより一層重要となってきます。

実際、本町でも、井手玉川大学や敬老会等の各種講座、講演において、耳が聞こえづらいので出席しにくいとおっしゃる住民の方もおられます。現在は手話によって解説していただいているときもあるようですが、手話を理解できる方は少数だと思われま。

そこで、耳の不自由な方に対しての支援状況と、町の各種事業に参加する際など、講演内容を要約筆記し、その文字を画面に映し出すといった具体的な支援はできないものかお聞きします。

2点目として、不要義歯やアクセサリー、使用済小型家電の回収についてお伺いします。

最近、他の自治体では不要義歯、アクセサリー、使用済小型家電の回収ボックスを公共施設内に設置し、それらのものに含まれる有用金属を有効利用し、リサイクル活動を行うことで、その収益を公益的な活動、運営に活用する取組が広がっています。

これらの活動はごみの減量や資源の有効活用にもつながるものと考えますが、本町での取組について考えをお聞きします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目の難聴者に対する支援についてであります。耳の不自由な方に対しての支援状況につきましては、本町では、身体障害者手帳をお持ちの方に対して、補聴器の購入や修理に要する費用の支給を行っております。また、社会参加の機会の増加や生活支援のため、町事業である難聴者の方のサロンへの参加や医療機関等へ行かれる際に、要約筆記者などの派遣を行っております。身体障害者手帳をお持ちでない方については、中軽度の難聴児の方に対して、言語の習得や社会性の向上を図るため、補聴器の購入や修理に要する費用の一部を平成27年度から助成しているところであります。また、耳のことでお困りの方については、専門の言語聴覚士がご自宅等まで訪問して、耳に関する相談や聴力の測定等を実施しているところであります。

今後も、広報等を活用して、多くの方が耳に関する不安を解消できるよう、各種制度や事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

町の各種事業に参加する際の支援策につきましては、特に高齢者の方を参加対象としている玉川大学や敬老祝賀式等の事業において、話の内容を理解していただくため、要約筆記を含めた対応方法について調査し、検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 2点目の不要義歯やアクセサリ、使用済小型家電の回収についてであります。まず不要義歯やアクセサリの回収につきましては、幾つかの組織がリサイクル事業を実施しており、それらのものに含まれる金属を資源とし、得た収益を福祉事業等の支援に充てられております。

一つの例といたしまして、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会が行うリサイクル活動では、協賛する団体の事務所や自治体の公共施設等に回収ボックスを設置し、活動により得た収益を日本ユニセフ協会等に寄附され、世界中の地域の福祉に役立てられております。

本町といたしましては、現在コロナ禍の状況でもあり、感染リスクを考慮した上で、回収の適否等や他自治体の取組例、協力団体等の意向も踏まえな

から研究してまいりたいと考えております。

また、使用済小型家電の回収につきましては、本町では平成29年度から、環境省などにより実施された携帯電話などの小型家電品よりレアメタルと呼ばれる金属を集め、東京2020オリンピック、パラリンピックのメダルを生成する「都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト」に参画し、役場庁舎1階窓口及び図書館に使用済携帯電話の回収ボックスを設置し、リサイクルの推進を図ってまいりました。また、メダルプロジェクト終了後も引き続き実施されているスペシャルオリンピック応援プログラムに参画し、使用済携帯電話の回収を行い、ごみの減量化や限りある資源の有効活用の推進に努めているところであります。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 2点とも要望にしておきますが、今、講演会、敬老会や玉川大学で要約筆記の考えをするという答弁でしたけど、ぜひ実現するように、難聴者の方の希望、要望もありますので、実現に向けてお願いしたいと思います。

それと、2点目のリサイクル事業なんですけど、量的には集まっても大した量にはならないかもわかりませんが、本町は城南衛生管理組合の加入市町の中で、1人当たりのごみの排出量が多いと聞いております。少しでもリサイクルが進み、ごみの減量になるような、一歩進んだ取組をぜひ考えていただきたい。

2点とも要望にしておきますけど、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（西島寛道） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時35分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第5、議案第39号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求めの件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第39号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を固定資産評価審査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、小川 均氏、満72歳。

なお、任期は3年、委員は3名でございます。他の委員は、前田光春氏、村田吉男氏であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第39号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第39号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第39号は同意することに決定しました。

次に、日程第6の議題に入ります前に、議事の都合により、議長の職務を谷田副議長に交代いたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

副議長(谷田利一) 休憩前に引き続き、再開します。

地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

次に、日程第6、議案第40号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西島寛道議長の退席を求めます。

(西島寛道議長退場)

副議長(谷田利一) 提出者からの提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

副議長（谷田利一） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第40号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町表彰条例第3条の規定により、下記の者を本町自治功労者に推薦したいので、議会の同意を求める。

記といたしまして、井手町表彰条例第3条第1項第3号、京都府綴喜郡井手町、西島寛道氏、満48歳。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

副議長（谷田利一） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第40号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を採決いたします。

議案第40号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（谷田利一） 挙手全員です。したがって、議案第40号は同意することに決定いたしました。

以上で、議案第40号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件が終了しましたので、西島寛道議長の入場を求めます。

西島議長、議長席にお着きください。

（西島寛道議長入場）

議長（西島寛道） 次に、日程第7、議案第44号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） それでは、議案第44号、財産取得について同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町図書館情報システム機器更新について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、3井教函第1号、井手町図書館情報システム機器更新。2、取得金額、金1,407万7,800円、

うち取引に係る消費税額、金127万9,800円。3、取得の相手方、大阪府大阪府中央区城見1丁目4番24号、NECネクサソリューションズ株式会社関西支社、関西支社長、伊藤幸夫。4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の図書館情報システム機器更新につきましては、平成27年度に整備した機器を更新するとともに、自動貸出機の導入を行うものであります。

また、契約履行期間は、地方自治法の規定による議会の議決の日の翌日から令和4年3月25日までを予定しております。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　中坊　陽議員。

8番（中坊　陽）　今の提案理由の中で、自動貸出機という説明があったんですけど、具体的にどのような装置なのか。また、どのように便利になるのか、改善されるのかお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子）　ただいまの自動貸出機についてでございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、非対面型サービスを展開するために導入するものでございます。図書等資料にICタグというものを貼付いたしまして、そちらが自動貸出機から発せられる電波を拾いまして、自動的に、人を介さずに貸出処理ができるというものになっております。

以上です。

議長（西島寛道）　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　入札についてお伺いします。他の入札の参加業者名とそれぞれの入札額、落札率をお願いします。

もう1点は、非対面型で読み取れるということなのですが、以前、予算の質疑のときに、返却するときはそれはできないんだという話がありまして、結局、省力化というのは中途半端なんじゃないかと思ったんですけど、その辺はどうなのでしょう。

それと、図書館では読書通帳という取組をされていますけれども、これ、ぴっとしたら自動的に読書通帳の方にも記録されるということになるのか。読書通帳はまたシステムが違うから、一から打ち直さないといけないというのだったら、かえってまた仕事が増えるのではないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊社会教育課長。

社会教育課長(中坊玲子) ただいまのご質問のまず入札の関係でございます。他の応札業者であります、株式会社ケーケーシー情報システムで、こちらにつきましては無効であります。落札率につきましては82.8%となっております。

続きまして、自動返却機のことなんですけれども、当初予算のときにご説明申し上げましたとおり、こちらにつきましては自動貸出しのみのシステムになっておりまして、自動返却の導入は考えておりません。返却につきましては、今までどおり、来ていただいたときに大体窓口のところで返却をさせていただくということで、一つずつバーコードを読み取らせていただいて返却の処理をするというので、従来どおりのやり方で考えています。

続きまして、読書通帳についてなんですけれども、今回新たにシステムを更新するに当たりまして、読書通帳から読書手帳という形でシステムを変更する予定としております。こちらにつきましては、お薬手帳のような方式になるんですけれども、シール型で、今までどおり本のタイトルであるとか印字していたものを出力する方法になっておりまして、貸出しをするときに一緒にシールが出るような形で考えておりまして、今までの読書通帳のように別システムで印字をしないといけないというものよりは、時間的には短縮できると考えております。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)



議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） そうすると、読書通帳という制度そのものは、発行されなくなる、なくなるということなんですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） 読書通帳は今回の更新によってなくなりまして、読書手帳の方に移行になります。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第44号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第44号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第44号は同意することに決定しました。

次に、日程第8、議案第34号、井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第34号、井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、デジタル庁設置に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号法と申し上げます。の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数431の99、第28条の2、情報提供等記録の提供先への通知でありまして、番号法の一部改正に伴う条文の整備であります。

それでは、1ページをご覧ください。附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　新旧対照表の2ページに、もともと旧の方は総務大臣であったところが内閣総理大臣に変わっている。それと、法第19条7号、8号というのが8号、9号に項ずれといふかなっているということですから、まず、なぜ総務大臣だったのが内閣総理大臣になるのかという理由と、項ずれするということは、新たな条文が追加されたんだと思うんです。番号法の第19条というのはどのような改正の内容なのか、簡単に教えていただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　先ほどのご質問でございます。

まず、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたということにつきましては、デジタル庁が設置されたということで、所管が、設置管理主体が内閣総理大臣に変更されたということで、総務大臣から変わったというところでございます。

それと、第19条の7号であったり8号であったりの号ずれ、一つ繰り下がったことにつきましては、そもそも番号法の法律第19条の第1項第4号に新たに号が設けられたことによります。その号というのは、例えば転職などをされた場合、本人の同意を得た場合に、以前の使用者、以前の会社から新たな会社に勤められたというときに、必要最小限の必要な限度で特定個人情報の提供をする時というのは制限の対象外というものが4号に設置されたことによって、それ以降はずれるということで7号が8号になり、8号が9号になったということでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

議案第34号、井手町個人情報保護条例改正に反対の立場で討論します。

このたびのデジタル庁を設置する、また地方公共団体の情報システムの標準化、マイナンバーと預貯金口座のひもづけなどを進めることを決めたデジタル改革関連法の幾つかの法律をまとめて改正したわけですが、それに伴って個人情報保護法制というのが大きく変えられています。

その中で、地方公共団体の個人情報保護制度には、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータの流通、利活用の両立が求められると明記されておりまして、そういう方向で改定がされている。個人情報関係、三つの法律があったのを全部1本に統合して、今までは民間と国と地方公共団体と、いろいろ個人情報の定義もばらばらになっていたわけですが、それを共通ルールで法律で規定しようというわけです。それを管理するのが個人情報保護委員会というところで、一元的に所管して監視をするということになった。そうしますと、地方公共団体で地域の特性に応じてこれまで取っていた独自の保護措置というのは、必要最小限しか許容されませんという制限が加わることになります。

これは個人情報を保護するための仕組みというよりは、産業界の求めに応じて、官民の枠を超えて多様で大量のデータを利用する、活用する、もうけのネタにするということに情報を利用しようというための全体像があります。国民の利益になるためのものとはとても言い難いと思いますので、反対をいたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第34号、井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第35号、令和3年度井手町一般会計補正予算(第4回)を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第35号、令和3年度井手町一般会計補正予算(第4回)につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の一般会計補正予算(第4回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,759万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,304万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、第2表地方債補正による。

それでは、3ページをご覧ください。第2表地方債補正でございます。

起債の目的、3目消防防災施設等整備事業債。今回550万円を追加し、限度額を1,850万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正がある箇所のみご説明を申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額5億7,979万9,000円、補正額934万2,000円、計5億8,914万1,000円であります。

16款府支出金、補正前の額2億5,869万3,000円、補正額30

万円、計2億5,899万3,000円であります。

18款寄附金、補正前の額53万5,000円、補正額79万5,000円、計133万円であります。

19款繰入金、補正前の額5億6,636万6,000円、補正額6億7,968万3,000円、計12億4,604万9,000円であります。

21款諸収入、補正前の額1,009万4,000円、補正額197万7,000円、計1,207万1,000円であります。

22款町債、補正前の額7億7,040万円、補正額550万円、計7億7,590万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額49億5,545万円、補正額6億9,759万7,000円、計56億5,304万7,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額18億423万3,000円、補正額55万3,000円、計18億478万6,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の24万2,000円の減、その他の79万5,000円あります。

3款民生費、補正前の額10億6,470万7,000円、補正額1,802万3,000円、計10億8,273万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の300万1,000円、一般財源の1,502万2,000円あります。

4款衛生費、補正前の額3億6,448万2,000円、補正額30万9,000円の減、計3億6,417万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の147万9,000円の減、一般財源の117万円あります。

7款商工費、補正前の額6,713万1,000円、補正額1,115万円、計7,828万1,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の812万8,000円、一般財源の302万2,000円あります。

9款消防費、補正前の額2億3,595万4,000円、補正額747万7,000円、計2億4,343万1,000円、財源内訳といたしまして、地方債の550万円、その他の197万7,000円あります。

12款公債費、補正前の額2億5,012万8,000円、補正額6億6,046万9,000円、計9億1,059万7,000円、財源内訳といたしまして、その他の6億6,046万9,000円あります。

以上、歳出合計、補正前の額 4 9 億 5, 5 4 5 万円、補正額 6 億 9, 7 5 9 万 7, 0 0 0 円、計 5 6 億 5, 3 0 4 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 9 6 4 万 2, 0 0 0 円、地方債の 5 5 0 万円、その他の 6 億 6, 3 2 4 万 1, 0 0 0 円、一般財源の 1, 9 2 1 万 4, 0 0 0 円です。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） それでは、令和 3 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）に計上した事業の概要についてご説明を申し上げます。なお、次のページは工事箇所を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、子育て施設環境整備、事業費、4 4 0 万円、財源の内訳としまして、国府支出金の 3 2 6 万 3, 0 0 0 円、一般財源の 1 1 3 万 7, 0 0 0 円。事業の概要としまして、換気システム整備であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5 番（岡田久雄） まず、9 ページの中小企業等継続応援給付金の主な内容、条件、金額はどれぐらい給付されるのか。

それと同じくそのページで、教育費のところですが、井手小学校の備品購入費と多賀小学校の備品購入費、その下の教育費のところの備品購入費、この内容をお聞かせください。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまの中小企業等継続応援給付金の内容、条件、金額等のご質問でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症によりまして影響が長期化する中で、令和 3 年 1 月以降の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などによる売上げ減少により経営などに影

響が続いており、町内の事業者の事業継続への支援を頂きたいという要望を井手町商工会から受けまして、町内の中小企業等事業者に対し、事業継続及び業況回復を応援するために、中小企業等継続応援給付金を支給するものでございます。

なお、内容につきましては、令和3年1月から8月までの平均事業収入が前々年または前年の月平均と比較し20%以上減少した町内の法人及び個人の事業主を対象とするものでございます。なお、府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置によります休業または時短営業要請の対象となっている事業者は除くものであります。法人に対しまして10万円、個人に対しまして5万円の給付を行うものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) それでは、各校の備品購入費の内訳でございますが、井手小学校はボッチャのボール、あとはボッチャのターゲットマット、多賀小学校はボッチャのターゲットマットとオリンピック、パラリンピック関係の図書、泉ヶ丘中学校はホワイトボードの購入を予定しております。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) まず6ページですが、コロナに関する臨時の交付金934万2,000円ということで頂けるわけですが、これは何に使うのか、どのような事業に使うのか、その点をお願いします。

それと同じく6ページで、減債基金の繰入れが6億6,000万余りということで、大変たくさん繰り入れるんですけども、繰り入れる前の直近の基金の額と、この額を繰り入れて、残り幾らになるのかもお願いします。

続いて、8ページ、総務費の個人情報ファイル簿作成ですけども、当初予算で280万余り組んであったわけですが、減額になっているということは、もうこれは完成したということですか。これを公開する予定、ホームページ等でそのファイル簿を、こういう情報を井手町は個人情報を集めているんですよというのを公表している自治体は多いと思うんですけども、それについてはどう考えておられますか。

続きまして、8ページ、子育て施設環境整備、図面、今おっしゃったのは保育園なのか子育て支援センターなのか。

それと、換気システムとありますけども、エアコンで空気が循環できるみたいな説明が当初予算のときにあったかと思うんですけども、どんな仕組みになっているのか。何十秒かで給気して、次に何十秒排気してというシステムになっている換気システムというのもあると思うんですが、いわゆるエアコンで空気が循環するという前提ですか。まずその点をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 934万2,000円についてでございますけれども、まず1点、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金につきましては、別表に掲げております国庫補助事業について、従来は地方が負担をしていく部分でありましたものが、地方負担額について、このコロナの臨時交付金を充てることができるということが制度改正としてされました。それにつきましては、令和3年1月から3月の間に当町が国に対して国庫補助の申請をして交付決定をされた事業、これはいわゆる学校保健特別対策事業費補助金、それともう一つ加えまして後期高齢者医療費等負担金事業、この二つにつきましては、まず120万円と1万4,000円の121万4,000円が対象となり、加えまして、先ほど菱本産業環境課長の方から説明がございました事業者支援分です。これは当初、令和3年4月に都道府県事業分として事業者支援分が、枠が特別に創設されました。ところが、長期化して重篤化してきた中で、市町村自身がきめ細かな事業が打てるようにということで、本来都道府県実施であったものが市町村実施ということで812万8,000円、これが8月20日に府を通じて限度額がされたということでございます。この合計の934万2,000円を今回充てることとして、歳入として計上させていただいたということでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 減債基金のご質問であります。取崩し前の額につきましては、令和2年度末現在で9億862万1,000円となっております。今回6億6,046万9,000円を取崩しいたしますので、残額



は2億4,815万2,000円になります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 個人情報ファイル簿の減額の関係でございますけれども、こちらにつきましては、実は、今現在も契約を業者として作業中であります。コロナ交付金の関係で、新たな生活様式ということで、コロナ禍におけるIT化を含めたホームページでアップするような形で今回予算は当初から上げさせていただいておりますので、完成次第またホームページにアップはさせていただく予定です。あくまでも今回の減額につきましては、コロナ交付金を確定している不用額のところを別の事業に回すということでの減額ではないということでございますので、決して事業が終わってマイナス減額しているというわけではないということでご理解いただければと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 子育て施設環境整備の場所ではありますが、今回は玉川保育園の遊戯室を考えております。

空調設備につきましては、エアコン及び換気機器を考えておりまして、今既に工事はやっているところもありますけれども、換気については、学校用ロスナイ機器を予定しております。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 今のコロナの交付金ですけど、今年の1月から3月ということは前年度の事業ですよ。それにかかった費用に今年もらった交付金を充てるといって、そんな会計の仕組みってどういうことなんでしょう。年度を超えてそんなことができるんですか。

それと今、個人情報ファイル簿の件は、入札が終わってある程度減額が見込めるということで、事業は終わってないけども、入札額からして、これぐらいは減額できるということなんでしょうか。よく分からなかったのです。

別の質問で、9ページ、高齢者等PCR検査というのが、前年度にやって

いた新規に入所したりデイサービスに行ったりする人の検査というのは今年  
はしませんということでしたから、これはどういう事業なんでしょうか。ど  
んな検査をして、対象者はどういう人なのでしょうか。

それと次、同じく9ページで、防災倉庫設計業務ですけれども、設計です  
けど、防災倉庫のイメージですけど、どのくらいの大きさのものが建つん  
ですか、置くんですか。今、多賀とかいで湯の前などに置いてある、あいう  
防災倉庫ってこんな額はいらぬのじゃないかと思うんですが、どういう規  
模のものを考えておられるのか。容量はどのくらいで、何が置けるのでし  
ょうか。

もう1点ですが、10ページの減債基金を繰り入れて行う繰上償還ですけ  
れども、6億6,000万、大変大きな規模ですが、前回、2017年にも  
結構な額の繰上償還をやっていますが、それ以上の規模になります。これ  
をやって、どこから借りている借金が返せるのか。借先によっては、繰  
り上げて返したといっても認めてくれないところがあるわけです。だから、  
どこから借りている分で、利率が幾らの分を返すのか。これによってど  
の程度の公債費の圧縮が図れるのかお尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 国庫補助事業の裏負担というか地方負担分についてで  
ございますが、これは実は内示が来たのが、5月13日に国の分を府を通  
じて通知がございました。これは当然、令和2年度は事業は終了して  
おりますけど、1月から3月に交付決定を受けた分については、令和3  
年度において、国庫事業及び地方単独分について、これを使っても  
よいという指示がございましたので、二つ分、812万3,000円の分  
と合わせて今回上げさせていただきますということでございます。これは  
府に対して確認しておりますので、そういうことでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 防災倉庫設計業務の関係でございますけれども、ま  
ず、どのくらいの大きさのものが建つのかということでございます。防  
災倉庫のコンテナ式とは考えておりませんので、今のところ200平  
米の2階建ての防災倉庫を想定しております。構造等につきましては、  
設計業者が決まり

次第、議会に報告させていただいて、具体的に協議をしていくということになっております。

どういふものを置くのかということではありますが、文字どおり防災用の倉庫として考えておりますので、町が所有している非常用に使う資機材であるとか、あと消防団の資機材、また非常食などの備蓄物資などにも使いたいと計画しているところであります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齡福祉課長。

高齡福祉課長(寺井佳孝) 高齡者等PCR検査事業についてでございますが、こちらにつきましては、前年度、令和2年度の国庫補助金の精算による国への返還金となっているところでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 私の方からは繰上償還の関係でございます。今回繰上償還いたします借入先でございますが、京都府市町村振興協会資金及び京都府未来づくり資金でございます。こちらの方の利率でございますが、1本で借り入れたものでなく、全てで三十数本の借入れがございますので、利率につきましては後ほどお答えさせていただきます。

これによる圧縮の効果ということではありますが、この資金につきましては、10年から15年で借り入れているものでありますので、それに係る資金が6億6,000万程度軽くなるということですので、単年度ごとに言いますと、今持ち合わせてないんですが、かなりの公債費抑制につながるということになります。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 先ほどの個人情報のファイル簿の件ですけど、入札が15万4,000円少なかったということですか。普通、予算はもっと余裕を持って見ます。入札してみたら大体もっと圧縮されると思うんですけど、15万4,000円は何の額なんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 今おっしゃられました個人情報ファイル簿なんですけれども、あくまで予算額が280万5,000円でございますので、契約額が消費税を入れまして265万1,000円でありますので、その差額15万4,000円ということで、契約をした後の予算からの契約の間の不用額を減額しているということで、先ほどおっしゃってもらったお見込みのとおりということでございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第35号、令和3年度井手町一般会計補正予算(第4回)を採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月17日、午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時26分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           西 島 寛 道

副 議 長       谷 田 利 一

署名議員       岡 田 久 雄

署名議員       谷 田 み さ お